

富士市交通安全計画（案）の概要

1 計画の趣旨

本計画は、県の交通安全計画に基づき、富士市における道路交通安全の安全に関する長期的な施策の大綱及び施策を計画的に推進するために定めるものです。

2 策定の根拠及び計画の位置づけ

- 交通安全対策基本法により、国及び都道府県の交通安全計画は作成が義務付けられています。
- 市町村による交通安全計画の策定は、同法第26条第1項で努力義務とされていましたが、令和5年6月、同法の一部改正により、「計画を作成することができる」という規定に改められました。
- 本市の計画は、第12次静岡県交通安全計画を基本として、基本理念及び道路交通安全の安全における施策の概要と推進体制のみの記載に留め、大幅に簡略化した内容とします。

3 計画の期間

令和8年度から当分の間（年次を定めない）

※将来、道路交通法をはじめ関係法令の改正や交通環境、社会情勢の変化が生じた際に、計画の時代適合性を点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の骨子

（1）基本理念

- ①交通事故のない社会を目指して
- ②人優先の交通安全思想
- ③少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- ④協働と市民参画による交通安全活動の推進

※②の2段落目（運転者には「思いやり」のある運転思想と「譲る運転」の徹底を促し…以降）及び④については、富士市独自の理念となります。

（2）目標

計画の年次を定めないため具体的な数値は記載せず、静岡県交通安全計画を参考に、富士市交通安全対策協議会にて毎年数値目標を決定することとします。

（3）施策について

道路交通安全のみの内容とし、県計画に準じた10の視点を重視しながら、7つの柱による交通安全対策を行政、警察、関係団体・事業者、関係機関と市民が連携し、推進していきます。

5 「道路交通安全における施策」の前計画からの変更点について

※富士市交通安全計画は、静岡県交通安全計画の第11次から第12次計画の変更箇所に準じて、「重視すべき視点」を変更しています。なお、「対策の柱」についての変更はありません。

【重視すべき視点】

第11次富士市交通安全計画	富士市交通安全計画（案）
高齢者及び子どもの安全確保	高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
	こどもの安全確保のための環境整備
歩行者及び自転車の安全確保	歩行者の安全確保のための意識変容
	自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
—	外国人の交通安全対策の推進【新規】
—	特定小型原動機付自転車やその他小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進【新規】